

## 長野市指定通所介護事業所等における宿泊サービスの提供に関する 行政指導要綱

### (趣旨)

第1 この要綱は、指定通所介護事業所等であって宿泊サービスを提供するものについて、当該宿泊サービスを利用する者の尊厳の保持及び安全の確保を図るため、指定通所介護事業所等を運営する者に対し、健全な宿泊サービスを提供することを促すことを目的とする行政指導の指針について定めるものとする。

### (定義)

第2 この要綱において「指定通所介護事業者等」とは、次に掲げる事業に係る介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第41条第1項本文、第42条の2第1項本文、第53条第1項本文又は第54条の2第1項本文の指定を受けた者をいう。

- (1) 法第8条第7項に規定する通所介護
- (2) 法第8条第17項に規定する認知症対応型通所介護
- (3) 法第8条の2第13項に規定する介護予防認知症対応型通所介護
- (4) 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第5条の規定による改正前の法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護

2 この要綱において「指定通所介護事業所等」とは、前項に規定する指定を受けて同項各号に掲げる事業を行う事業所をいう。

3 この要綱において「宿泊サービス」とは、指定通所介護事業者等が、指定通所介護事業所等の営業時間外である夜間及び深夜において、その設備を利用し、当該指定通所介護事業所等の利用者に対して提供する排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話を伴う宿泊の便宜をいう。

4 この要綱において「宿泊サービス事業者」とは、宿泊サービスを提供する者をいう。

5 この要綱において「宿泊サービス事業所」とは、宿泊サービスを提供する事業所をいう。

6 この要綱において「利用者」とは、指定通所介護事業所等を利用している者であって、当該指定通所介護事業所等が提供する宿泊サービスを利用するものをいう。

### (行政指導の内容)

第3 宿泊サービス事業者が行う宿泊サービスが、次の第4から第29までに定める宿泊サービスに係る基準に適合しないときは、当該宿泊サービス事業者に対し、当該宿泊サービスに係る基準に適合させることを求める行政指導をする。

### (基本的事項)

第4 宿泊サービス事業者は、利用者の心身の状況若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等による介護の状況により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担

の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むことに支障がある者を対象に宿泊サービスを提供すること。

- 2 宿泊サービス事業者は、前項の趣旨に鑑み、緊急時又は短期的な利用に限り、宿泊サービスを提供すること。ただし、利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等のやむを得ない事情により連続した利用が予定される場合は、指定居宅介護支援事業者等（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者及び法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。）と密接に連携を図り、他の介護保険サービス等への変更も含め、利用者の心身の状況、その家族の事情等に応じたサービスの提供を検討すること。
- 3 宿泊サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常にその者の立場に立った宿泊サービスの提供に努めること。
- 4 宿泊サービス事業者は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を継続できるよう、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話に係るサービスの提供を行うこと。
- 5 宿泊サービス事業者は、宿泊サービスが位置付けられた居宅サービス計画（法第8条第23項に規定する居宅サービス計画をいう。）又は介護予防サービス計画（法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画をいう。）に沿って、宿泊サービスの提供を希望する利用者に対し、宿泊サービスを提供すること。
- 6 宿泊サービス事業者は、宿泊サービスの提供に際し、利用者の状況及び宿泊サービスの提供内容について、指定居宅介護支援事業者等と必要な連携を行うこと。
- 7 宿泊サービス事業者は、宿泊サービスの提供及び運営に当たっては、建築基準法（昭和25年法律第201号）、消防法（昭和23年法律第186号）、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の法令等を遵守すること。

（従業者）

第5 宿泊サービス事業者が、宿泊サービス事業所ごとに置くべき従業者（以下「宿泊サービス従業者」という。）の員数及び資格は、次に掲げるとおりとすること。

- (1) 宿泊サービス従業者は、宿泊サービスの提供内容に応じ必要数を確保するものとし、宿泊サービスの提供を行う時間帯（以下「提供時間帯」という。）を通じて、介護職員又は看護職員（看護師又は准看護師をいう。）を常時1人以上確保すること。
- (2) 宿泊サービス従業者のうち介護職員については、介護に関する知識及び経験を有する者とし、介護福祉士の資格を有する者又は実務者研修若しくは介護職員初任者研修を終了した者であることが望ましいこと。
- (3) 食事の提供を行う場合は、食事の介助等に必要員数を確保すること。
- (4) 緊急時に対応するための職員の配置又は提供時間帯を通じた連絡体制の整備を行うこと。

（責任者）

第6 宿泊サービス事業者は、宿泊サービス従業者の中から責任者を定めること。

（利用定員）

第7 利用定員は、当該指定通所介護事業所等が第17に規定する運営規程に定める利

用定員の2分の1以下かつ9人以下とすること。

(設備等)

第8 宿泊サービス事業所は、宿泊室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備及び宿泊サービスを提供するために適切な寝具等の必要な備品を備え、当該指定通所介護事業所等の運営に支障がないよう適切に管理すること。

2 宿泊室の基準は、次に掲げるとおりとすること。

(1) 1室当たりの定員は、1人とすること。ただし、利用者の希望等によりその処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができる。

(2) 床面積は、1室につき7.43平方メートル以上とすること。

(3) 前2号に掲げる基準を満たす宿泊室（以下「個室」という。）以外の宿泊室を設ける場合は、その定員は1室当たり4人以下とし、その床面積は7.43平方メートルに当該宿泊室の定員数を乗じて得た面積以上とすること。

(4) 個室以外の宿泊室の構造は、利用者のプライバシーが確保されたものとすること。

(5) 個室以外の宿泊室に利用者を宿泊させる場合は、その者の希望等により処遇上必要と認められるときを除き、男女が同室で宿泊することがないように配慮すること。

3 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備の設置に当たっては、消防法その他の法令等の規定を遵守すること。

(重要事項の説明等)

第9 宿泊サービス事業者は、宿泊サービスの提供の開始に際し、利用申込者又はその家族に対し、あらかじめ、第17に規定する運営規程の概要、責任者の氏名、宿泊サービス従業者の勤務の体制その他の利用申込者の宿泊サービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、宿泊サービス内容及び利用期間等について当該利用申込者の同意を得ること。

(宿泊サービスの提供の記録)

第10 宿泊サービス事業者は、利用者に対し宿泊サービスを提供したときは、その提供日、提供した具体的な宿泊サービス内容及びその者の心身の状況その他必要な事項を記録するとともに、その者から申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報をその者に対して提供すること。

(取扱方針)

第11 宿泊サービス事業者は、利用者が法第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者である場合は、その者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況その他の利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を適切に行うこと。

2 宿泊サービス事業者は、利用者が法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者である場合は、その者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを常に意識して宿泊サービスを提供すること。

3 宿泊サービス事業者は、宿泊サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、宿泊サービスの提供方法等について、理解

しやすいように説明を行うこと。

- 4 宿泊サービス事業者は、利用者に対する宿泊サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、当該利用者に対し、身体的拘束その他行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わないこと。
- 5 宿泊サービス事業者は、利用者に対し身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。
- 6 宿泊サービス事業者は、自らその提供する宿泊サービスの質の評価を行い、常にその改善を図ること。

（介護）

第12 利用者に対する介護は、その者の心身の状況に応じ、その者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行うこと。

- 2 宿泊サービス事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、その排せつの自立について必要な援助を行うこと。
- 3 宿泊サービス事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えること。
- 4 宿泊サービス事業者は、前3項に定めるもののほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他の日常生活上の世話を適切に行うこと。

（食事）

第13 宿泊サービス事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を適切な時間に提供すること。

- 2 宿泊サービス事業者は、利用者ができる限り離床して、食堂で食事をとることを支援すること。

（健康への配慮）

第14 宿泊サービス事業者は、当該指定通所介護事業所等において把握している利用者の健康に関する情報に基づき、必要に応じて主治の医師及び指定居宅介護支援事業者等と連携し、常にその者の健康の状況に配慮して適切な宿泊サービスを提供すること。

（相談等）

第15 宿泊サービス事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、その者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うこと。

（緊急時等の対応）

第16 宿泊サービス事業者は、利用者に宿泊サービスを提供している場合であってその者に病状の急変が生じたときその他必要な場合は、速やかに主治の医師、協力医療機関等への連絡を行う等の必要な措置を講じること。

（運営規程）

第17 宿泊サービス事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めること。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) サービスの提供日及び提供時間
- (4) 利用定員
- (5) 宿泊サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 宿泊サービスの利用に当たっての留意事項
- (7) 緊急時等における対応方法
- (8) 非常災害対策
- (9) その他運営に関する重要事項  
(勤務体制の確保等)

第18 宿泊サービス事業者は、利用者に対し適切な宿泊サービスを提供することができるよう、宿泊サービス従業者の勤務の体制を定め、当該宿泊サービス従業者によって宿泊サービスを提供すること。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

2 宿泊サービス事業者は、宿泊サービス従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保すること。

(定員の順守)

第19 宿泊サービス事業者は、運営規程に定める利用定員を超えて宿泊サービスの提供を行わないこと。

(非常災害対策)

第20 宿泊サービス事業者は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、定期的に夜間を想定した避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行う等宿泊サービス従業者が非常災害に対応できるための必要な措置を講じなければならない。

(衛生管理等)

第21 宿泊サービス事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じること。

2 宿泊サービス事業者は、当該宿泊サービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよう、必要な措置を講じるよう努めること。

(重要事項の掲示)

第22 宿泊サービス事業者は、宿泊サービス事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、責任者の氏名、宿泊サービス従業者の勤務の体制、苦情処理の概要、緊急時の避難経路その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示すること。

(秘密保持等)

第23 宿泊サービス従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさないこと。

2 宿泊サービス事業者は、当該宿泊サービス事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、前項の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じること。

3 宿泊サービス事業者は、指定居宅介護支援事業者等との連携において、利用者の

個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ、文書により得ること。

(広告等)

第24 宿泊サービス事業者は、宿泊サービス事業所について広告をする場合においては、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしなすこと。

2 宿泊サービス事業者は、宿泊サービスが介護保険サービスではないことを明示すること。

(苦情処理)

第25 宿泊サービス事業者は、その提供した宿泊サービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じること。

2 宿泊サービス事業者は、前項の苦情を受け付けたときは、当該苦情の内容等を記録すること。

(事故発生時の対応)

第26 宿泊サービス事業者は、利用者に対する宿泊サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じること。

2 宿泊サービス事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置について記録すること。

3 宿泊サービス事業者は、利用者に対する宿泊サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うこと。

(宿泊サービスの提供に係る届出)

第27 宿泊サービス事業者は、第3項各号に掲げる規定により届け出た内容に変更があったときは、変更の事由が生じてから10日以内に市長に届け出ること。

2 宿泊サービス事業者は、当該宿泊サービスを休止し、又は廃止するときは、その休止又は廃止の日の1月前までに市長に届け出ること。

3 次に掲げる規定による宿泊サービスの開始の届出及び前2項の規定による届出は、指定通所介護事業所等における宿泊サービス開始(変更、休止・廃止)届出書(別記様式)によること。

(1) 長野市指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準等に関する条例(平成24年長野市条例第55号)第87条第4項及び第103条第4項の規定

(2) 長野市指定地域密着型サービスの事業の従業者、設備及び運営の基準等に関する条例(平成24年長野市条例第59号)第63条第4項の規定

(3) 長野市指定地域密着型介護予防サービスの事業の従業者、設備及び運営の基準等に関する条例(平成24年長野市条例第60号)第8条第4項の規定

(4) 長野市指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例(平成27年長野市条例第15号)附則第4項の規定による改正後の同条例附則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた長野市指定介護予防サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準等に関する条例(平成24年長野市条例第56号)第84条第4項の規定

(調査への協力等)

第28 宿泊サービス事業者は、その提供した宿泊サービスに関し利用者の心身の状況を踏まえた適切な宿泊サービスが行われているかどうかを確認するために市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行うこと。

(記録の整備)

第29 宿泊サービス事業者は、その従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておくこと。

2 宿泊サービス事業者は、利用者に対する宿泊サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間(第1号に掲げる記録にあつては、2年間)保存しなければならない。

- (1) 提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (2) 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (3) 苦情の内容等の記録
- (4) 事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録

附 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

別記様式（第27関係）

指定通所介護事業所等における宿泊サービス開始（変更、休止・廃止）届出書

年 月 日

（宛先）長野市長

法人所在地  
法人名称  
代表者氏名

㊟

次のとおり指定通所介護事業所等における宿泊サービスを開始（変更、休止・廃止）するので、長野市指定通所介護事業所等における宿泊サービスの提供に関する行政指導要綱第27第3項の規定より届け出ます。

基 本 情 報	フリガナ		事業所 番 号							
	名 称		連絡先	(緊急時)						
	フリガナ									
	代表者氏名									
	所 在 地	(〒 - )								
情 報	宿泊サービスの開始・廃止・休止予定年月日 (既に開始している場合は、その年月日)			年 月 日						
	利用定員	人	提 供 日	月	火	水	木	金	土	日
	提 供 時 間	: ~ :		そ の 他						
	1泊当たりの 利用料金	宿 泊	円	夕 食	円	朝 食	円			
人 員 関 係	宿泊サービスの提供時間帯を通じて配置する職員数	人	時 間 帯 での増員	夕食介助	: ~ :	人				
				朝食介助	: ~ :	人				
	配置する職員の保有資格等	看護職員・介護福祉士・左記以外の介護職員・その他有資格者 ( )								
設 備 関 係	宿 室	合 計	床 面 積							
		( 室)	( m <sup>2</sup> )							
	個 室 以 外	合 計	場 所	利用定員	床面積	プライバシー確保の方法				
		( 室)	( )	( 人)	( m <sup>2</sup> )					
			( )	( 人)	( m <sup>2</sup> )					
			( )	( 人)	( m <sup>2</sup> )					
			( )	( 人)	( m <sup>2</sup> )					
消 防 設 備	消 火 器	有 ・ 無		ス プ リ ン ク ラ ー 設 備		有 ・ 無				
	自動火災報知設備	有 ・ 無		消防機関へ通報する火災報知設備		有 ・ 無				

備考

- 1 事業開始前に届け出てください。変更の場合は、変更箇所のみ記入してください。
- 2 「時間帯での増員」の欄は、時間帯での増員を行っていない場合は記入しないでください。
- 3 「床面積」の欄は、小数点第2位まで（小数点第3位以下を切捨て）記入してください。
- 4 「場所」の欄は、指定通所介護事業所等の設備としての用途を記入してください。（機能訓練室、静養室等）
- 5 「プライバシー確保の方法」の欄は、プライバシーを確保する方法を記入してください。（家具、パーテーション等）